

Ⅲ 援護関係

(重点事項)

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

1 制度の概要

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」は、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、昭和41年に創設されたものである。支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。

2 改正法案の内容

現在償還中の国債が平成28年に最終償還を迎えることから、国として戦傷病者等の妻に引き続き慰藉（いしや）を行うため、法改正を行い、特別給付金の支給を継続する予定である。

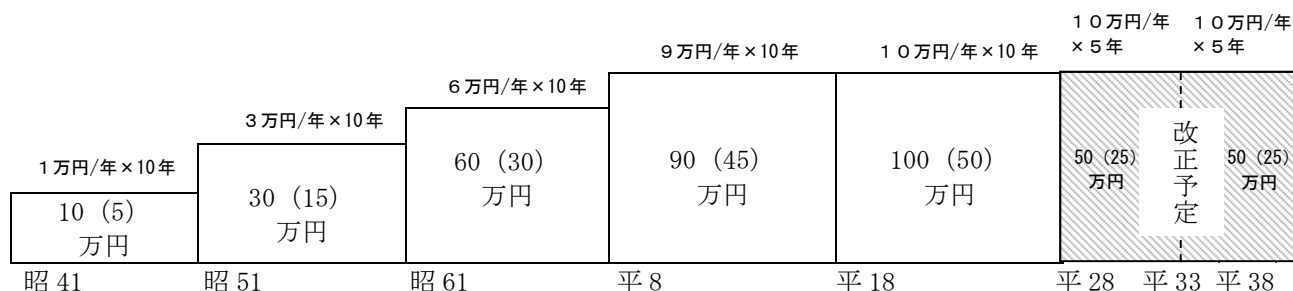
その内容は、受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債（年10万円等）を5年ごとに2回交付するものである。

併せて、これまでの改正と同様に、国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に戦没者等の妻に対する特別給付金を支給するとともに、夫たる戦傷病者等が平病死している妻に平病死特別給付金を支給するための所要の改正を行う。

3 依頼事項

法案が成立し、法施行後、当省から対象者に対して個別案内を送付（各都道府県に対象者リストを送付）する予定であるので、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定について、ご配慮いただきたい。

※平成28年度政府予算案に、事務委託費として14百万円を計上。



(注) 括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額。現在、新規支給は30(15)万円。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について

1 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した（平成27年3月31日、全会一致で成立）。その内容は、遺族の高齢化を踏まえ、償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付することとしている。

2 これまでの国の取組

平成27年2月に特別弔慰金支給法施行事務研修会（各都道府県職員を対象）を開催し、改正の概要、事務処理マニュアル（案）に基づき、事務処理に当たっての留意点及び広報計画について説明した。

法案成立後の平成27年4月から5月にかけて、ポスター及びリーフレットを地方自治体等に配付した。

また、平成27年6月の援護関係施行事務処理研修会（各都道府県職員を対象）の際に、審査実務の参考にしていただくため、事例研究等の説明を行った。

以後、各都道府県ブロック援護主管課長会議等を通じて、また、順次、地方自治体からの照会に回答対応するなど、裁定事務処理の促進を図っている。

3 裁定事務の促進

平成27年4月1日から請求受付を開始した第十回特別弔慰金については、平成27年12月末現在、居住地都道府県における受付件数は485,925件となっている（平成28年1月までの財務省への国債発行請求件数は156,345件）。

第十回特別弔慰金の償還は本年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれては、審査体制を整え早期裁定の促進に一層努めていただきたい。

（参考）平成28年度政府予算案（事務委託費）

特別給付金等支給事務委託費として、以下のとおり計上。

[平成27年度]		[平成28年度政府予算案]
693,758千円	→	892,369千円
		(+198,611千円)

※詳細は、平成27年12月25日付け各都道府県民生主管部（局）宛事務連絡「各種特別給付金及び特別弔慰金関係の平成28年度政府予算案について」参照。

3 遺骨収集帰還等慰霊事業について

1 遺骨収集帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨収集帰還等事業

平成28年度の南方地域等への遺骨収集帰還等事業は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫沖縄、⑬硫黄島の13地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

(2) 旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集帰還等事業

平成28年度のロシア連邦等への遺骨収集帰還等事業は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④アムール州、⑤ブリヤート共和国の5地域を計画している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の現地追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成28年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥中国、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数2～3回、延べ200～300人の実施体制を組んでおり、平成28年度も継続して実施することになっている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成28年度は、抑留地域である3地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州）と、樺太での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるように各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

(1) 慰霊碑の維持管理等事業

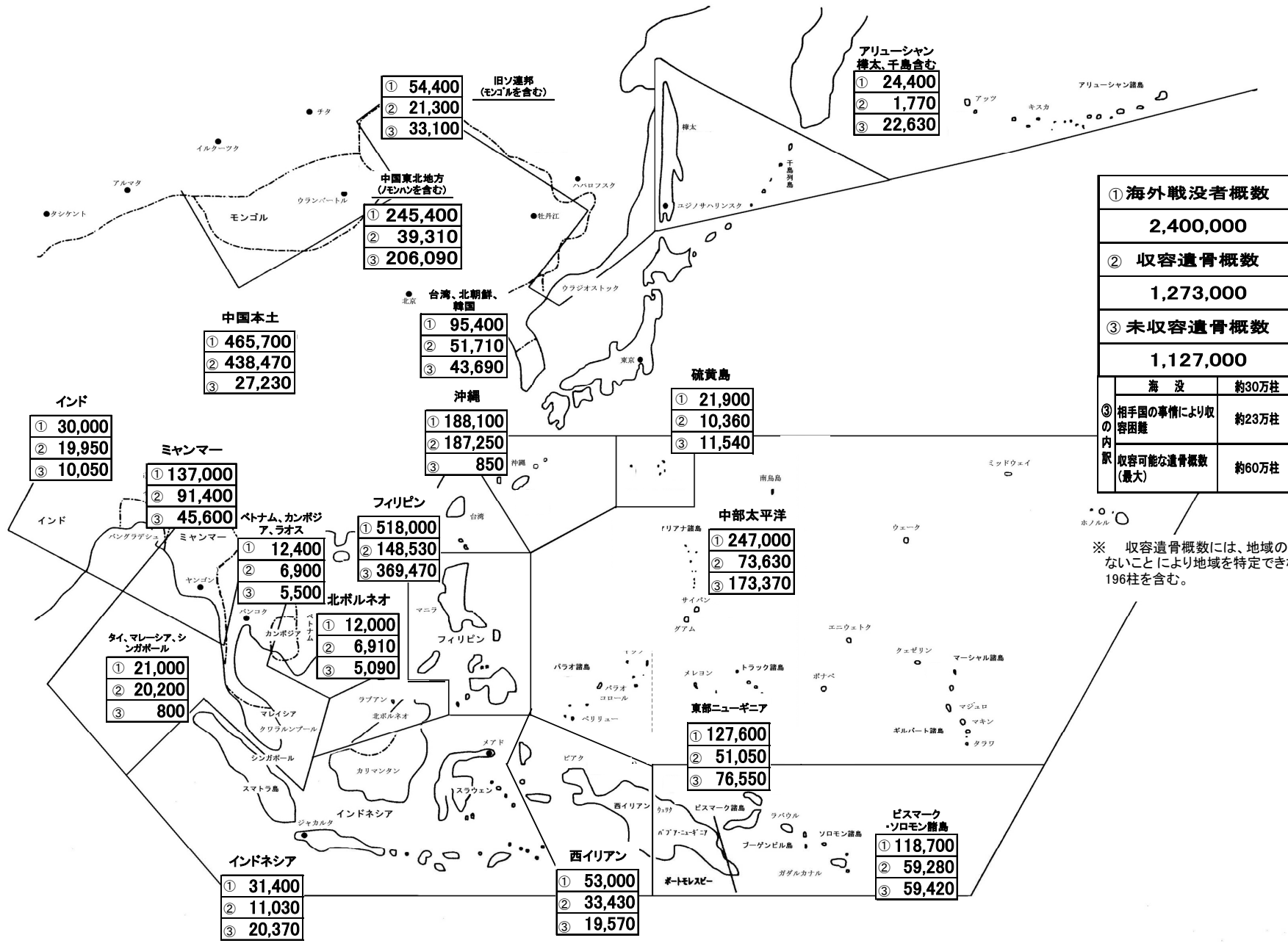
旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

(2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

※ 海外民間建立慰霊碑のうち、調査の結果、建立者が不明の慰霊碑について、厚生労働省ホームページに掲載し、建立者の情報提供を求めているので、都道府県には関係者への周知などの協力をお願いしたい。

(参考)地域別戦没者遺骨収容概見図(平成27年11月末現在)



① 海外戦没者概数	2,400,000	
② 収容遺骨概数	1,273,000	
③ 未収容遺骨概数	1,127,000	
③ 相手国の事情により収容困難の内訳	海没	約30万柱
	収容可能な遺骨概数(最大)	約60万柱
	収容困難	約23万柱

※ 収容遺骨概数には、地域の情報が
ないことにより地域を特定できない
196柱を含む。

4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成27年11月末までに、関係遺族約10,600人にお知らせを送付し、約2,300人から申請があった。鑑定の結果、1,019柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

平成27年度に帰還した遺骨については、平成28年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

なお、戦後70年を迎え、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取り組みを行っていく必要から、

- ① 個性のある戦没者遺骨から、DNAのデータを抽出することが可能な場合は、遺骨収容後速やかにDNAデータの抽出を行い、全てデータベース化する。
- ② 旧ソ連及びモンゴル（抑留中死亡者）以外の地域で収容された個性のある御遺骨について、遺留品などがなくても、部隊記録等の資料により、ある程度戦没者が特定できた場合には、関係すると思われる遺族に対しDNA鑑定の呼びかけを行って、御遺骨の身元を特定する。

ことについて現在検討を進めている。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成27年11月末現在

No.	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	136	50	58	28	
2	青森県	49	25	19	5	
3	岩手県	62	25	32	5	
4	宮城県	36	18	14	4	
5	秋田県	28	10	15	3	
6	山形県	50	15	31	4	
7	福島県	50	19	24	7	
8	茨城県	51	18	24	9	
9	栃木県	31	14	11	6	
10	群馬県	32	16	11	5	
11	埼玉県	110	45	50	15	
12	千葉県	113	44	52	17	
13	東京都	183	74	87	22	
14	神奈川県	116	33	72	11	
15	新潟県	51	16	31	4	
16	富山県	26	11	10	5	
17	石川県	19	9	9	1	
18	福井県	9	5	2	2	
19	山梨県	24	12	8	4	
20	長野県	55	24	24	7	
21	岐阜県	49	15	31	3	
22	静岡県	56	32	22	2	
23	愛知県	73	38	27	8	
24	三重県	27	13	11	3	
25	滋賀県	17	6	10	1	
26	京都府	37	12	21	4	
27	大阪府	86	45	33	8	
28	兵庫県	70	31	32	7	
29	奈良県	26	16	6	4	
30	和歌山県	25	18	6	1	
31	鳥取県	11	5	6	0	
32	島根県	32	18	11	3	
33	岡山県	43	18	21	4	
34	広島県	129	64	59	6	
35	山口県	40	30	9	1	
36	徳島県	12	6	5	1	
37	香川県	11	5	5	1	
38	愛媛県	43	19	19	5	
39	高知県	34	12	19	3	
40	福岡県	82	47	31	4	
41	佐賀県	14	5	7	2	
42	長崎県	22	11	9	2	
43	熊本県	30	18	8	4	
44	大分県	30	6	18	6	
45	宮崎県	25	17	7	1	
46	鹿児島県	44	25	17	2	
47	沖縄県	20	3	16	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,320	1019	1,050	251	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成27年11月末現在

No.	都道府県名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
1	北海道	3		4	4	2	13
2	青森	2			1		3
3	岩手	2		2	1		5
4	宮城		1	2	4	1	8
5	秋田			1		1	2
6	山形	1	1			1	3
7	福島			2	1		3
8	茨城	1		2	2		5
9	栃木			1			1
10	群馬			1	1		2
11	埼玉		2		3		5
12	千葉	1	2	1	2		6
13	東京	2	4	9	7	1	23
14	神奈川	2		2	3		7
15	新潟			1	1	2	4
16	富山		1				1
17	石川	1					1
18	福井				1		1
19	山梨				2		2
20	長野		1	2	1	2	6
21	岐阜			2	1		3
22	静岡		1	2	1		4
23	愛知	1	2	1	1	2	7
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都			1	1		2
27	大阪	1		1	5		7
28	兵庫	3	1		1		5
29	奈良			1	2		3
30	和歌山			3			3
31	鳥取		1	1	1		3
32	島根	1	2	1			4
33	岡山		1			1	2
34	広島	2		6	4	2	14
35	山口	5	2		1		8
36	徳島	1			1		2
37	香川			1		1	2
38	愛媛		1	3	2	1	7
39	高知			1	2		3
40	福岡		2		5	3	10
41	佐賀			2			2
42	長崎		3	1	1		5
43	熊本	3		2	2	1	8
44	大分	1			1		2
45	宮崎	1			2		3
46	鹿児島		2			1	3
47	沖縄						0
99	日本国外						0
計		34	30	59	68	22	213

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

国内における民間建立戦没者慰霊碑については、平成25年度に都道府県に対し、管内の民間建立戦没者慰霊碑の管理状況等について調査を依頼したところであるが、その結果、先の大戦前からのものを含め約1万3千基の慰霊碑があり、その内、約7千基が管理良好、約7百基が管理不良、約5千4百基が管理状況不明との回答であった。

平成27年度は、当該調査の結果、管理状況が不良であった慰霊碑について、民間団体に委託し、調査を実施しているところである。

平成28年度については、建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、国として一定の補助（2分の1、上限25万円）を行うことを予定している。

なお、具体的な内容等については、別途お示しする予定である。

6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

(1) 平成 28 年度の見直し内容

① 支援・相談員配置基準の見直し

支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心して生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村（特別区を含む）に委託して事業を実施しているところである。

今般、支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、支援・相談員配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に見直しを行うこととしたので、引き続きご協力をお願いしたい。

《 現行の配置基準 》

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安
30 世帯あたり	1 人	週 5 日
29 世帯以下	1 人	週 1 ～ 3 日

《 平成 28 年度の配置基準 》

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安 (年間)
1 世帯	1 人	非常勤 7 日
2 世帯以上 4 世帯以下	1 人	非常勤 21 日
5 世帯以上 9 世帯以下	1 人	非常勤 49 日
10 世帯以上 19 世帯以下	1 人	非常勤 105 日
20 世帯以上 29 世帯以下	1 人	非常勤 175 日
30 世帯以上 59 世帯以下	1 人	常勤
60 世帯以上 89 世帯以下	2 人	〃
90 世帯以上 119 世帯以下	3 人	〃
120 世帯以上 149 世帯以下	4 人	〃
150 世帯以上 179 世帯以下	5 人	〃
180 世帯以上	6 人	〃

※ニーズ等により弾力的な運用可。

※稼働日数について、実施主体の雇用規定による。

(目安) 1 日：8 時間

常勤 (年 240 日)：週 5 日、8 時間

※ニーズ等により弾力的な運用可。

② 永住帰国後の受入体制の見直し

永住帰国する中国残留邦人等が減少していることから、平成 27 年度末で中国帰国者定着促進センターを廃止し、平成 28 年度からその機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合してこれまでと同様に 6 カ月間にわたる基礎的な日本語教育や日本の生活習慣の研修を実施することとした。

(2) 地域社会での支援の実施等

地域社会での生活支援について、引き続き、きめ細かな運用が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

特に、中国残留邦人等の高齢化への対応及び二世の就労支援については、積極的な取組をお願いしたい。

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 自立支援通訳による支援の充実

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮をしていただくとともに、特に自立支援訳等に重点をおいた支援をお願いしたい。

イ 日本語教育支援の見直し

これまでの日本語教室での支援に加え、交流事業を通じながら日本語を学習できるよう支援の見直しをお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成 20 年 3 月 31 日及び平成 25 年 6 月 27 日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 31 日付け国住備第 143 号 住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて 通知）
- 「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」平成 25 年 6 月 27 日付け国住備第 57 号 住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知）

②中国残留邦人等の二世の就労支援

ア 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成 26 年 12 月 1 日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

イ 日本語が不自由なため、就労することができない二世に対し、自治体に日本語教室を設置し、就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。

ウ 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知

- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について（依頼）」（平成 26 年 12 月 1 日付け社援支発 1201 第 1 号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令市、中核市民政主管部（局）長あて通知）
- 「特定求職者雇用開発助成金」
ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から 10 年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

③普及啓発事業

これまで中国残留邦人等が多く居住する全国 10 都市において開催した「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」について、平成 28 年度以降は、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として開催することとしており、中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして、多地域で行うこととしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(3) 支援給付及び配偶者支援金の支給

平成 20 年 4 月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給を実施している。

さらに、平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給（満額の老齢基礎年金の 3 分の 2 相当額を支給）している。

各自治体におかれては、平成 26 年 10 月の配偶者支援金制度開始時において、厚生労働省で作成したリーフレットを使用するなどして支援給付の実施機関に配置している支援・相談員から支援給付受給者に対し、制度の周知・説明を行って頂いた。また、厚生労働省のホームページに申請漏れのないよう掲載したところである。

今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し、申請の案内及び指導にご尽力願ひ、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者と見込まれる者の世帯に対し、毎年 6 月の支援給付の収入申告時等において、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続きご協力をお願いしたい。

また本年 6 月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の支援給付のしおり」などを活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出について、説明をお願いしたい。

(4) 支援給付等施行事務監査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項によりその規定の例によるものとされた生活保護法第 23 条に基づき、平成 21 年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成 28 年度も、支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4 年に 1 度の割合で行うことになっている。引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、平成 28 年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年 4 月中にお知らせする予定である。

7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約3万9千人(※)の個人を特定したところ。これに加え、平成27年4月以降、その他の地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約9百人(※)の個人を特定したところ。

(※平成27年12月末現在)

厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

<照合調査による個人の特定状況>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約5万5千人(注)	約3万9千人

(注) 主に昭和20年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計
この他にシベリア・モンゴル地域以外で約9百人の個人を特定

予算概要

(予算概要)

平成28年度援護関係予算(案)の概要

	【27年度予算】	【28年度予算案】
	30,335百万円	→ 27,819百万円
	※社会・援護局(援護)計上分	18,621百万円
	※社会・援護局(社会)計上分	9,198百万円
1 援護年金	<u>14,576百万円</u>	<u>→ 12,264百万円</u>
	(受給人員 8,351人)	→ 6,924人)
2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金		
支給事務経費 (支給対象件数 約3千件)		<u>17百万円</u>
3 遺骨収集帰還事業の強化	<u>1,649百万円</u>	<u>→ 2,134百万円</u>
(1) 硫黄島遺骨収集帰還事業	1,060百万円	→ 1,360百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業	588百万円	→ 774百万円
ア 情報収集	342百万円	→ 430百万円
イ 遺骨収集帰還	247百万円	→ 344百万円
4 戦没者慰霊事業等	<u>798百万円</u>	<u>→ 761百万円</u>
(1) 慰霊巡拝等	279百万円	→ 324百万円
ア 慰霊巡拝	105百万円	→ 88百万円
イ 慰霊碑の補修等	98百万円	→ 57百万円
ウ 遺骨・遺留品伝達	16百万円	→ 21百万円
エ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定	60百万円	→ 158百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等	369百万円	→	287百万円
ア 慰霊友好親善事業	351百万円	→	259百万円
イ 海外・国内民間慰霊碑の管理	17百万円	→	28百万円
(3) 全国戦没者追悼式挙行経費	150百万円	→	150百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	678百万円	→	634百万円
(1) 昭和館	497百万円	→	454百万円
(2) しょうけい館	181百万円	→	180百万円
6 戦争の経験の次世代への継承	21百万円	→	23百万円
(1) 戦傷病者等の証言映像の収録	21百万円	→	14百万円
(2) 若年世代の語り部の育成等			9百万円
	※昭和館、しょうけい館、中国帰国者支援・交流センター等で実施（再掲）		
7 中国残留邦人等の援護等	11,279百万円	→	10,689百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	11,058百万円	→	10,451百万円
ア 支援給付の実施等	10,872百万円	→	10,256百万円
イ 配偶者支援金の支給	187百万円	→	195百万円
	※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費22百万円を計上		
(2) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	135百万円	→	77百万円
(3) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	86百万円	→	161百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

(参考資料)

1. 平成28年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	20,590,281	18,620,515	▲ 1,969,766	
(項) 厚生労働本省共通費	2,671	2,391	▲ 280	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,671	2,391	▲ 280	
(項) 遺族及留守家族等援護費	16,420,802	14,134,956	▲ 2,285,846	
遺族及び留守家族等の援護に必要な経費	16,420,802	14,134,956	▲ 2,285,846	
援護審査会経費	1,226	1,046	▲ 180	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	14,672,064	12,359,381	▲ 2,312,683	援護年金の支給 14,576百万円 → 12,264百万円
戦傷病者特別援護経費	396,262	339,420	▲ 56,842	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 181百万円 → 180百万円 2 医療費の支給 157百万円 → 120百万円
未帰還者留守家族等援護経費	19,526	19,524	▲ 2	3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円 葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	716	488	▲ 228	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	823,538	950,419	126,881	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給(支給事務に要する経費等) 0 → 17百万円
昭和館等に係る経費	507,470	464,678	▲ 42,792	昭和館運営費 497百万円 → 454百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,493,276	2,941,353	448,077	
戦没者遺骨処理等諸費	1,928,942	2,458,844	529,902	1 遺骨収集帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバード諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫沖縄 ⑬硫黄島 ○旧ソ連地域(⑭ハバロフスク地方 ⑮沿海地方 ⑯ザバイカル地方 ⑰アムール州 ⑱ブリヤート共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤ミャンマー ⑥中国 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク地方 ⑨沿海地方 ⑩イルクーツク州 ⑪樺太) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	564,334	482,509	▲ 81,825	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 369百万円 → 287百万円 2 海外・国内民間慰霊碑の管理 17百万円 → 28百万円
	145			

事 項	平成27年度	平成28年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,313,422	1,257,727	▲ 55,695	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,313,422	1,257,727	▲ 55,695	
中国残留邦人等に対する生活支援	516,623	434,862	▲ 81,761	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 67百万円 → 9百万円
定着自立援護	409,682	445,397	35,715	・「支援・相談員」の配置 419百万円 → 400百万円
帰国受入援護	356,984	347,939	▲ 9,045	・永住帰国見込世帯人員 8世帯 18人 → 2世帯 8人
身元調査等	30,133	29,529	▲ 604	・一時帰国見込世帯人員 93世帯169人 → 74世帯 144人
(項) 恩給進達等実施費	360,110	284,088	▲ 76,022	・訪中調査対象孤児数 8人 → 2人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	360,110	284,088	▲ 76,022	・訪日調査対象者数 1人 → 1人
資料整備諸費	313,802	238,192	▲ 75,610	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,339	1,800	▲ 1,539	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	42,969	44,096	1,127	

社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
(項) 生活保護等対策費	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
中国残留邦人生活支援給付金	9,559,523	9,004,180	▲ 555,343	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	185,471	193,981	8,510	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	-	-		・生活困窮者自立支援法等にかかる補助金の内数

事 項	平成27年度	平成28年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
援護関係合計	30,335,275	27,818,676	▲ 2,516,599	
社会・援護局(援護)計上分	20,590,281	18,620,515	▲ 1,969,766	
社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	

(参考) 平成28年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,339,920	1,516,928	177,008	
(項) 遺族及留守家族等援護費	797,851	982,743	184,892	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	792,987	977,879	184,892	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,692	68,837	145	
(目細)留守家族等援護事務委託費	30,537	16,673	▲ 13,864	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 150千円 3 戦傷病者特別援護 16,406千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	693,758	892,369	198,611	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	21,937	38,274	16,337	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目)遺骨収集帰還等委託費	18,979	18,979	0	沖縄県
(目)遺骨収集帰還等派遣費補助金	0	16,337	16,337	【新規】 国内民間建立慰霊碑の移設等への補助
(項) 中国残留邦人等支援事業費	484,841	461,325	▲ 23,516	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	484,841	461,325	▲ 23,516	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	484,629	461,113	▲ 23,516	「支援・相談員」の配置 399,868千円
(項) 恩給進達等実施費	35,291	34,586	▲ 705	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	35,291	34,586	▲ 705	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,498	5,608	110	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,793	28,978	▲ 815	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 27,230千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,748千円

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
(項) 生活保護等対策費	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
(目)生活扶助費等負担金	4,590,813	4,377,724	▲ 213,089	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,405,342	4,183,743	▲ 221,599	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	185,471	193,981	8,510	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目)医療扶助費等負担金	5,017,758	4,637,552	▲ 380,206	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	5,017,758	4,637,552	▲ 380,206	
(目)介護扶助費等負担金	136,423	182,885	46,462	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	136,423	182,885	46,462	
(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	-	-		・生活困窮者自立支援法等にかかると補助金の内数

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	11,084,914	10,715,089	▲ 369,825	
社会・援護局(援護)計上分	1,339,920	1,516,928	177,008	
社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	

2. 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組みを導入している。

平成28年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

(1) 障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、	○戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症	○公務傷病 9,729,100円	○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症	～961,000円 ○勤務関連傷病 7,417,100円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症	～743,000円	【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	

※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

(2) 遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数	7,608人 (平成27年11月末)
① 障害年金	1,215人
② 遺族年金、遺族給与金	6,393人
(2) 各種特別給付金等	(平成27年11月末)
① 第二十七回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数 (戦没者等の妻に対する特別給付金)	43,823件
② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金)	21,749件
③ 第二十六回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数 (戦没者の父母等に対する特別給付金)	27件
④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)	1,271,558件

4 昭和館・しょうけい館について

昭和館

- ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設(平成11年3月)
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を実施
- ・春夏に特別企画展を開催



- ・昭和館HP <http://www.showakan.go.jp>
- ・地下鉄「九段下」駅4番出口から徒歩1分

しょうけい館

- ・戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設(平成18年3月)
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を実施
- ・春夏に企画展を開催



- ・しょうけい館HP <http://www.shokeikan.go.jp>
- ・地下鉄「九段下」駅6番出口から徒歩1分

3館連携の取組

- ・戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館(総務省委託)が連携し、戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくための3館連携企画展等を実施。
- ・平成28年度は3館連携による「地方企画展の開催」や「夏休み3館めぐりスタンプラリー」の実施を予定している。

5 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開